

午前10時30分開会

○永田委員長 はい。それでは、日程に入ります。

1の陳情審査に入ります。新たに送付された陳情書のうち、①送付2-14、消費税総額表示義務の特例の無期限延期を求める。②送付2-15、16、17、19、参考送付、消費税総額表示義務の特例期間延長等を求める陳情。こちらは、同件名、同趣旨で、計30件提出されています。続いて、③送付2-18、総額表示義務の特例の無期限延長を求める国への意見書をあげてくださいという陳情です。

以上の陳情につきましては、趣旨が同様のため、一括して審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、本陳情につきまして、執行機関から情報提供があればお願いいたします。

○柳税務課長 消費税につきましては、私どもの税務課で所管いたします特別区民税ではございませんが、私のほうからこの陳情に関します経緯及び趣旨などご説明させていただきますと思います。

本件陳情書は、全部で32件ございます。件名は若干異なりますものの、全てが区内出版社を中心としました出版関連業者などからの消費税の総額表示義務の特例期間の延長を求める陳情でございます。

消費税につきましては、ご案内のとおり、平成元年の4月から消費税率3%でスタートしました。消費税の導入時においては、様々な混乱が生じたことを記憶されている方も多いかと思えます。特に、書籍など出版物につきましては、平成元年の消費税導入時において、消費者の観点から税額を含む支払総額が分かりやすいようにと総額表示の強い指導がなされたことから、出版物カバーの刷り替え、総額表示シールを貼るなど、相当な負担を強いられました。その負担に耐えられない専門書等を含む多くの書籍が絶版をされた経緯もあったようでございます。

そのような経緯から、平成9年4月に消費税率が5%に引き上げられた際には、多くの出版社が外税表記を採用したといえます。具体的には、定価としまして、「本税価格〇〇円+税」、あるいは定価としまして、「本体〇〇円（税別）」といった表示、いわゆる外税表記でございます。

しかし、消費税法では、平成15年の法改正によって、消費者の利便性に配慮する観点からとして、消費税率を含む支払総額の表示を義務づけました。この改正により平成16年4月より、いわゆる総額表示制度が実施され、総額表示が義務づけられています。それでも書籍出版物の総額表示への対応には大変負担が大きいため対応し切れず、現在、多くの書籍は、先ほどもご説明いたしました外税表記のまま、今日に至っております。

実は、これには消費税の特例措置により外税表記が許容されたことも大きな要因でございます。この特例措置は、平成24年8月の消費税法の改正により、消費税率を10%までに引き上げることとされたことに伴い、翌平成25年6月に成立しました消費税転嫁対策特別措置法により、総額表示義務の特例としまして、外税表記が許容されたものでございます。この特例措置は、来年、令和3年3月31日までと期限が決められております。

もしこの期間の延長がなければ、来年の令和3年4月1日以降は、税込みの総額表示を

書籍のどこかに明示しなければならなくなります。令和3年3月以前に刊行されたものを含め、全ての書籍について総額表示をすることとなりますと、消費税導入時の混乱と同様、膨大な負担作業が発生することが予想されます。さらには、今日のコロナ禍にあっては、なお一層の困難を極めるといえる状況と言えます。また、一方で、書籍出版物が総額表示ではなく外税表記が混乱なく広く消費者に受け入れられている現状もございます。

このような経緯と現状から区内の出版事業者を中心として、消費税の総額義務の特例期間の延長等を求める陳情がなされたものでございます。

陳情に関するご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。それでは、委員の皆様から執行機関に対して確認したいこと、あるいはご意見ございましたら、挙手にてお願いいたします。

○西岡委員 ご説明いただき、ありがとうございました。たくさんの陳情を頂いているということで、本当に責任重大だなというふうに感じています。一委員としての少し意見にもなりますけれど、やはり平成から消費税率が変わるたびに、出版業界の方にも苦労やご負担を強いているのかなというふうに感じています。

今回の来年3月末に切れる特措法の問題ですけれども、やはりメリット、デメリット、いろいろあるとは思いますが、まずは、やはり準備期間を早めに教えてさしあげないとなかなか、例えば、スリップと言われる、ここの陳情にもありますけれども、タグのように対応したりとか、いろんなやり方があるとは思いますが、やはり国に対しては、早く知らせてほしいということが1点挙げられるのかなというふうには思っています。

今、財務省のほうでも、どうも、例外的な措置ですとか、または無理なやり方はしないというような方向で、一部考えているような情報も聞いてはいますけれども、具体的な内容がどのようになっているのかというのは、ちょっとまだ、やはり分からないような状況になっていて、本当に出版業の方々も大変な心配をいらっしゃると思います。

ただ、やはりこの千代田区としても、古書店街ですとか、本区特有のいろいろと問題もあるとは思いますが、今、大手ネット通販も、今、税額表示をしていたりとか、そちらのほうにお客様を持っていかれているというのもあるんでしょうけれども、やはりネットの販売というのは、ボタン一つで、要は全額表示にできますけれども、書店の場合は、やはり手間暇がかかるということで、これは、本区独特のやはり問題があるのかなというふうには思っていますが、何かその辺は、本区としてはどのように考えていらっしゃいますか。何か特有な、やはり問題というのは、何かあれば教えていただきたいと思います。

○柳税務課長 すみません。私が答えるのはあれなんですけども、やはり本区の特徴としましては、本のまち、文化資源の集積しているまちということで、大手の、先ほど委員おっしゃいました大手の会社については、比較的そういった対応が取れるかもしれませんが、問題となるのは中小企業や個人の方ということで、やはりそういった総額表示義務化すると、予想外のコストを負担するというのが、やはり大変難しいところであろうかと思っております。

こういうような状況ですと、やはり廃業など大きな問題を生じる可能性がちょっと否定できないのかなというふうに認識しております。

○西岡委員 やはり陳情にありますとおり、お気持ちはすごく分かるんですが、やはりこの件に関しては、やはり税金ですので、いわゆる国税なので、大変本区としての調整もす

ごく難しいのかなというふうに思います。

ただ、出版業界の方たち、また古書店の方々のお気持ちもすごく分かるということで、ただ、恒久的に、やはり、じゃあ、この業界だけ総額表示可能にする、特措法をずっと延長し続けるということは難しいと思うので、やはり書協（一般社団法人 日本書籍出版協会）さんとかといろいろ話し合われた中で、何か工夫が必要かなというふうには思っているんですが。

いずれにしても、もう、今、本当に、書店ですね、路面店の書店さんが本当に苦勞が多いということで、これだけの陳情が出ているというようなことは把握できましたし、我々も、今回、この特措法についても詳しくいろいろ調べることができたので、いい契機にはなったなというふうには思っていますが、ぜひお客様の目線でも、やはり分かりやすい総額表示、あと外国人の、今コロナ禍で少ないですが、外国のお客様に対しても総額表示というのはやはり分かりやすいということなので、メリット、デメリットを勘案しながら国のほうに訴えていくしかないのかなというふうに思っています。

すみません。意見みたいになりましたが。はい。

○永田委員長 意見でも、もう構わないので。

じゃあ、ほかによろしいでしょうか。

○牛尾副委員長 消費税の総額表示の特例期間、これが来年3月で切れてしまうということで、出版、特に、小さい書店、出版社の方々は、スリップを替えるとか、あとは貼り替えのシール、これは本当にご苦勞があると思うんですね。しかも、出版社だけでなく、やっぱり書店の方々が対応できないといった場合に、本が扱えないから返品されてしまうと。そうすると、特に小さい出版社の場合は、もう死活問題になってしまうということがあると思うんですね。

やはり、この陳情書にもあるとおり、購入する側、読者、消費者からの苦情というのはほとんど報告されていないという現状があるならば、別に、今までどおり延長しても、私はもう必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども。仮にこのまま特例が切れてしまった場合に、特に中小の書店あるいは出版社にはどのような影響が出るかというふうに区は考えていますか。

○末廣商工観光課長 まず、書店、出版社などに対して、この表示制度についてどのような影響があるかというのは、もしそういった形で返品とかそういった形になるのであれば、それなりの売上げだとか在庫を抱えるというリスクはあるのかなということは、想像はさせていただきます。

そういった形で、こちらの特定の業種だけではなくて、コロナ禍において不幸の業種というものはある中で、区としては、商工関係の制度としまして、何らか資金的な提供とかそういったことを総合的に考えることができるんじゃないかなと、今のところは考えております。

○牛尾副委員長 うん。資金の面とかで支援はできるというふうに言いますがけれども、例えばこの消費税というのは、今回も10%に引き上げられましたけれど、じゃあこれでおしまいかということ、そうじゃないですね、経団連なんかはもっと引き上げろというふうに言っていますし、もしかしたら世論の力で下がるかもしれないと。そのたびに書店の場合は、特に本なんていうのは、長年同じ本が同じ書店で扱われるということも多いわけで、

そのたびに税額、総額表示を変えなきゃいけないというような、本当に手間がかかるという点では、もうこれを、特例を延長するというのが私としては必要だと思うんで、これは、ぜひ、国のほうでもご検討いただきたいというふうに思うんで、私としては、出版、本のまち千代田からそういう意見が国に出されるというのは、非常に画期的なことなんじゃないかなというふうに思います。私も意見になりましたけれども、そう思います。

○永田委員長 いいですね、答弁はね。

○牛尾副委員長 はい。

○永田委員長 ほか、意見でも構いませんので。

河合委員。

○河合委員 この、前の1989年ですかね、消費税が導入されたときに、1社約3,500万ぐらい経費がかかったとネット上ではよく出ているんですけども。今回のこの総額表示に関して、千代田区は出版社は多いですから、行政として、その出版社の、どのくらいのコストがかかるかという計算は、現在はしていますか。

○永田委員長 はい。じゃあ、続けてどうぞ。

○河合委員 していないんですね。よく分かりました。

多分、この前、休みの日に、私、神保町の本屋さんとか、ずっと回って見たんです。そうしたら、やっぱり価格プラス税というふうな表示。ほとんどの本がですね。で、雑誌とか——うーん、雑誌だな、特に。雑誌は総額表示になっている部分、1か月に1回とか、足のすごい早いものはそうなっていますけども、かなり売れるまでに時間がかかる、もしくは専門書みたいなものですかね。それは、価格プラス税というふうになっているのが現状ですと。

で、来年の4月からという、これで本当に間に合うのかなという気もしたんですけども。一番は、私も昔、医学書を販売をしておりました。消費税が上がるときに、導入されるときに、全部、出版社が、ほとんど委託販売ですから、引き揚げて、1週間ぐらいかな、大学の中でしたから、夏に、休みを使って処理をした。大変手間のかかる作業をしたわけです。

ただ、これ、国がこういうふうにしますよと言ったのが、いつからだったかな、書いてあるね、2013年からかな、一応こういうふうにしますということを行っていますんで。

まあ、大手の出版社に関しては、それなりの心積もりで準備をしているのではないかなと思うんですけども、私の経験から言うと、小さい出版社、極端な話を言うと、何冊か出ているうちに、この1冊しか売れていない出版社もあるわけですね。そういうところというのは、さらにコストがかかってしまう。カバーを刷り替えたり、もしくはスリッパに値段を入れるとなると、この経費はちょっと見逃せないのかなという気もしております。

で、大きいところは、まあいいとは言わないですけども、それなりに対応できるでしょう。ただ、小さい出版社、もしくは自費で個人の出版の方、それからそれに対する作家の影響等々出ていましたけども、これも事実かなというふうに私は考えています。

で、この千代田区というのは、出版業界を抱えていますからね、本屋さんを。この陳情というのは、無視はできないのかなと、ちょっと考えていかなきゃいけないとは思っているんですけども。ただ、今、税調のほうでも、もう一回これを検討しようという動きが出ているのも事実です。その辺も踏まえて考えていきたいなと私は思っています。

○永田委員長 はい。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 今回、陳情を頂きまして、また過去に消費税が増税されたときに、本に外税だった、あ、内税だった記載というものが、まだ私の記憶の中にもあります。

今回、ちょっと、まず基本的なこととしてお伺いしたいんですけども、3月末でこの期限が切れてしまうということで、意見書を出すタイミングのタイムリミットというんでしょうかね、これが、大体で結構ですので、ご存じでしたら教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○柳税務課長 税制に関するということだと、大体年末に税制大綱が政府のほうで検討されるというのが近づいてまいっていますので、そのぐらいまでがリミットなのかなと思います。私もちょっと調べた中で、幾つかの団体のほうで税制改正要望というのがもう既に出されている中に、こういった案件を一つ見つけることができました。

○小野委員 ありがとうございます。大体、年末くらいまでには出さなければいけないということで、もう非常に日にちが迫っているということで了解いたしました。

あと、ちょっとこれ、本が今回はテーマではあるんですけども、市場をちょっと広げて見たときに、例えば食品業界で言うと、イートインとテイクアウトで税率が変わってきたりということで、必ずしも全てが内税になっているわけではないと。あと、様々なサービス、市場にあるサービスも意外と請求書は外税で来るものも多いかなというふうに理解をしております。そんな中で、本は、税金が表示されていないというところに、もう皆様も慣れている状況なので、さして苦情が来ないというのも非常に理解をしているところで

す。
こんなところで、私個人の意見といたしましては、やはり旬な情報を取り扱うものについては内税でも構わないかもしれませんが、消費期限がない、いわゆる恒久的に読み継がれていくようなものについては、税金は外税という表記でも構わないのではないかと思えますけれども、その辺、これは意見です。

以上です。

○永田委員長 ほか、意見でも構いませんので、どうぞ発言ある方はどうぞ。ほかはよろしいでしょうか。

○たかざわ委員 出版あるいは小売の業者さん、大変ご負担は多いんだという話は、今分かりました。で、今、このコロナ禍の状況でそう簡単に消費税が動くとは思えませんけども、将来、上げない、下げないというのは、ちょっと、はっきり言えないところなんですけども、どうしてもこの負担を減らすということになると、恐らく特例を延ばしたほうがいいのかということもあるんですけども。

よく皆さん買物をなさっているときに、特に、ある程度値の張るものを買ったときに、この上に消費税がついちゃうんだという、要するに消費者の利便性ですよ。そこも気持ちは分かるんで、何とかこれを解決する方法、あるいは負担を減らす方法というのはないものかというところをもうちょっと探りたいなという思いはあるんですけども、そんな思いで、お気持ちはよく分かりますというところなんです。

○永田委員長 はい。

ほか、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。大丈夫ですか。

○河合委員 ちょっといいですか。

○永田委員長 はい。河合委員、どうぞ。

○河合委員 この総額表示というのは、今、たかざわ委員が言ったように、消費者の利便性を考えて、そうしてくださいということなんですね。大体、皆さん、本を買いに行くときに、ぱっと見て、ああ、1,000円の本だと、プラス消費税が100円だから1,100円と。この利便性に関しては、この出版物に関しては全く問題がないかなと、個人的には思っています。

ほかのものも全部ありますからね、総じてそういうところで消費者の目線に立ってということなんだと思うんですけども、一つ、この一般社団法人日本書籍出版協会ですか、ここが出しているコメントで、現状、本屋などで販売している本に関しては、回収する必要はなく、と。出版物の総額表示義務化によって、大きな混乱は起きないであろうと認識をしているというふうにコメントを出しているんですね。

この辺が、いわゆるこの陳情と差があるのかなと。で、業界として方向性みたいなものが定まっているのかどうなのかというのは、このコメントを見ると、ちょっと理解ができないところがあるんで、ちょっと引き続きその辺も調査をお願いしたいなというふうに私は思っています。

○永田委員長 はい。

ほか、委員の皆様から意見はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

皆様のご意見をお伺いすると、消費税総額表示義務の特例期間の延長については、皆さん、延長したほうがいいんじゃないかという、全員そういった意見だと思いたいますが、いろいろ現在この税制に関しては、国でも調整中との報道がありまして、国会においてもまだ方向性が定まっていないうだという情報も入ってきております。

その中で、我々が、今回この陳情を受けましてどのように判断していくかということをして、続いて皆様にお諮りしたいと思いたいますが、取扱いについて、先にご意見ありましたら。

副委員長、どうぞ。

○牛尾副委員長 先ほど小野委員の質問で、これ、意見を出すとなるとどれぐらいがリミットかとなると、先ほど、大体年末ぐらいに来年の税制がどうなるか決まるという方向であれば、年内。となると、もうこの委員会しかないわけで、私は、大体皆さんが延長という点ではおおむね一致するというのであれば、私はこれを、何といひかな、委員会としてこの陳情を受けて、やっぱり意見書なりを出していくというような、文言は相談になりますけれども、そういう方向でまとめていくということがいいのではないかと思いますけど。

○永田委員長 はい。

たかざわ委員、どうぞ。

○たかざわ委員 意見書を出すこともある程度効果はあるのかもしれないですけども、意見書を出すというよりは、出版業界あるいは小売、本屋さんの負担をいかに減らせるかということを探ったほうがいいのかないかという思いが強いんですね。結局、法律が変わっても、まあ、これは罰則がないということなんですけども、法律が変わっても負担にならなければ、それはそれで耐えられるかな、いいのかなという思いもあるんですけども、いか

に負担を減らすかということを探ったほうがいいのかなという思いがするんですが、いかがですかね。

○永田委員長 そうですね。

ほか、陳情の扱いについて、意見書を出すべき、あるいはこのまま国の議論を注視して様子を見るべきだという意見が出ましたけども。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 意見書の文言の調整は必要だと思います。特に恒久化というような表現もあるんですけども、こうなってくると、ちょっといわゆる一般の意見書であったとしても、ちょっと難しい部分というふうに捉えられる可能性もあるかなと思いますので、延長という形である程度模索をするのは必要かなというふうに思っております。

その上で、今後、万一それが継続にならなかった場合、延長が認められなかった場合については、負担を軽減するような何か方策というものを考えなければいけないのかなと思いますので、まずは意見書を出す方向性で考えてみるというのはいかがでしょうか。

○永田委員長 分かりました。

委員の皆様の意見が——じゃあ、どうぞ、西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 確認なんですけれども、もしも来年3月末でこの特措法が延長されませんでしたと。恐らくそういうことにならないとは思いますが、されなかった場合に、例外措置を踏まえた上でですね。ただ、総額表示にしなければいけないということで、区としての何か補助的なものというのはできるんですか。その確認だけなんですけど。

○永田委員長 具体的にね。

○西岡委員 そう。具体的に何か考えていますか。

○末廣商工観光課長 はい。どういったところで負担軽減につながるかというのが、資金的な面なのか、それとも労力の面なのか、そういったところが、まず把握させていただいてから、支援策というのは、今、既存の事業の中で支援ができるのか、プラスまた新たに施策をつくるのかということとは、そのあたりを分析して検討する必要があるのですから、何らかセーフティーネットの一環として、ご支援は、検討はしたいと考えております。

○西岡委員 それを聞いて、ちょっと安心しました。やはりこれだけの陳情が出るって、本区の人口割合からいってもすごく大変なことだなと思っていて、やはりそれだけ切実な問題なんだと思います。

国に委ねなければいけない、消費税なのでどうしても国税というふうに先ほど申し上げましたけれども、ただやはり、まさに最初に申し上げたとおり、恒久的に特措法、あくまで特措法なので延長というわけにないかなと思うんですね。いつか総額表示にしなければいけないということで、やはりそういう意味では、よく、区としても、本当に労力として大変なのか、資金としても大変なのか、多分両方大変なことになっていると思うので、これだけの陳情が出るということなので、ぜひその辺は、うまく協力してあげてほしいなというふうに思いますし、よく話も聞いてさしあげてほしいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○永田委員長 はい。

ほかに委員の皆様から当陳情の扱いについて、ご意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

委員の皆様からの意見がちょっと分かれているようなので、本陳情について、多数決で取扱いについてお諮りしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

あ、じゃあ、小野委員、どうぞ。

○小野委員 確かにちょっと今日決めないと間に合わないのかなというのはあるんですけど、ほかの委員にもこれについて途中経過を含めて共有をするということになっていたと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○永田委員長 委員会で結論を出したものをほかの当委員会に所属していない議員の皆様にも報告するというのが、通常そのように行っていて……

○小野委員 それでいいということですか。

○永田委員長 で、なかなか、今、この議論に非常に参加していただくというのは難しいので、それぞれの皆様が、ほかの当委員会に所属していない議員の意見も聞いて、本日出席していただいているというふうに考えているんですけども。一応は、ある程度は意見は聞きながら来ていらっしゃるでしょうか。

○小野委員 了解しました。

○永田委員長 はい。

○河合委員 もう一件聞いて、いい。

○永田委員長 はい。河合委員、どうぞ。

○河合委員 先ほど西岡委員の質問の中で、答弁の中で、人的であろうが、目的においてサポートしていきますよというお話があったんですけども、その中で、できれば小売店は当然でしょうけども、出版社に対するサポートにしても、従業員が10人以下とか、要するに小さいところ。大きいところはそれなりに対応できると思うんですよ。で、小さい出版社というのは、千代田区は結構多くございますから、その辺をちょっときめ細かく調べていただいて、専門的なものの出版物が絶版にならないように、廃版にならないように、ご配慮をお願いしたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○末廣商工観光課長 今、河合委員からおっしゃるとおり、区の支援としては、やはり規模の小さい、小規模な企業ほど手厚く支援するというスタンスは、これまでどおり徹底したいと思いますので、出版社に限っても小規模なところほど手厚い支援というのは、方向性としては検討させていただきます。

○永田委員長 はい。

副委員長、どうぞ。

○牛尾副委員長 商工観光課として、やっぱり出版社への支援を手厚くしていくということは、これはこれでもう本当に必要だと思うんですね。

ただ、例えば書店が扱えなくなった本が返品されるとなると、じゃあこれをどうやって支援していくのかとなると、これ、大変だと思うんですよ。だから、手厚く支援をしていくと同時に、やっぱり国がこれを延長するというふうに判断をすればさ、問題、何も問題が起きないわけで、やっぱりこう、何ていうかな、千代田区としては、本のまち、出版社も多い、書店も多いという点では、やっぱりこのまちからこそ、国に対して延長してくれというやっぱり意見を上げて、両面でね、国へも意見を上げる、商工観光課として支援をしていく、両面での対策というのが求められているんじゃないかなというふうに私は思

います。

○永田委員長 はい。

ほか、ご意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、この陳情につきまして、委員の皆様の見解が分かれておりますので、多数決で取扱いを決めさせていただきたいと思っております。（「休憩」と呼ぶ者あり）

それでは、一旦休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時19分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開いたします。大変お待たせいたしました。

休憩中に委員の皆様からのご意見を伺いました。意見書を出すべきという考えと、あと、このまま継続という考えで、方向性としては全委員同じなので、今後も国の動向を探りながら、意見書を全会一致で出せるようにという調整も含めて、当陳情は継続ということで結論を出したいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。また、区としても可能なことがあるかどうか、議論を同時に並行して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この審査内容につきましては、このとおり議長に報告いたします。

当陳情を終了いたします。